

# 会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和3年7月9日（金）			開 会	午後2時00分	
				閉 会	午後2時50分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 303会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (2) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	0人		
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	高 野 正 秀	出席	副会長	片 山 康 次	出席
	委 員	菊 池 秀 之	出席	委 員	岡 田 和 子	欠席
	委 員	戸 森 健 治	出席	委 員	小 暮 晴 彦	出席
	委 員	新 田 見 隆	欠席	/		
事 務 局	総務部長	桶 谷 易 司	総務課長	福 田 誠		
	総務課主査	鈴 木 康 之	総務課主任	佐 藤 郁 也		

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます、総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、岡田委員と新田見委員がいらっしゃいませんが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立いたしましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p>
<p>2 挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>まず始めに、高野会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>— 高野会長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして桶谷総務部長より御挨拶を申し上げます。</p> <p>— 桶谷部長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>桶谷総務部長につきましては、次の公務がありますので退席させていただきます。</p> <p>— 桶谷部長退席 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>— 事務局職員の紹介 —</p>

3 議 題	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>審議会条例第5条により、会議の議長には、会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては高野会長によりお願いいたします。</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。今回は小暮委員と戸森委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件だと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>— 委員の同意 —</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。</p> <p>事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>(事務局 佐藤主任)</p> <p>傍聴希望者はありません。</p> <p>(高野会長)</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題の1番、令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
-------	---

(事務局 佐藤主任)

それでは議題の(1)令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明します。

— 資料1から資料6までの説明 —

(高野会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見ある方いらっしゃいますか。

(戸森委員)

市民病院は運営形態が変わって、独立運営に近い形をとると聞いているのですが、そのようになっても実施機関の一つとして残るのでしょうか。

(事務局 佐藤主任)

「病院事業管理者」というのが、実施機関の一つとして「市長」とは別に挙がっていますが、これはまさに事業の運営形態が変わったことによるものです。

病院事業に関しては、令和元年度に地方公営企業法の適用を受け、地方公営企業の一つになったのですが、その際に条例の改正を行いまして、それまでは市長部局の一つとして制度の運用を行っていたのですが、新たに病院事業管理者が置かれたので、実施機関の一つとして独立して制度の運用を行うこととしました。

(戸森委員)

それまでは、市民病院の運営のなかで、ある一部分だけが地方公営企業法の適用を受けていたのが、全てに対して適用になったと聞いていましたが、何年か前から、そういう自主的な運営というのをにらんだ上でこのような運用が行われていたということでしょうか。

(事務局 佐藤主任)

令和元年度に行われたのが「地方公営企業法の全部適用」ですが、それ以前に関しては、財政の運営だけを地方公営企業法の適用を受けていました。

ですので、その当時は事業管理者というのは個別に置かず、事業の運営自体は市長の名の下に行われていました。令和元年度の条例改正によって、地方公営企業法の全部の適用を受けることとし、病院事業管理者を置くことで事業の自主性を図ったということになります。

(高野会長)

他にございますでしょうか。

(戸森委員)

もう一つ伺いたいのですが、「公文書の範囲」についてはよく争点になりますが、ホームページに掲載されているような会議録も公文書であるという認識でよいでしょうか。

(事務局 佐藤主任)

公文書であることには間違いありません。

(戸森委員)

実は以前、長野県の顧問弁護士を務められている方から聞いた話では、過去に「スクールロイヤー」という言葉をインターネットで検索したところ、平成2年7月に行われた東松山市のある審議会の会議録がヒットしたので調べてみたそうですが、実際のところは東松山市にはそのような制度はなかったということがあったそうです。

会議録の中で記録されている委員からの質問の内容と、事務局からの回答の内容にズレがあったことで、それを第三者が読んだときに誤解が生じたということですが、そういうことを踏まえると、この会議録も一般に公開されるわけで、議事録の署名委員を務めるにしても、丁寧に確認しなければならないなど

<p>4 閉 会</p>	<p>思った次第です。</p> <p>(事務局 佐藤主任)</p> <p>この審議会において、という話であれば、議事録に関しては案を事務局で作成後、出席いただいた全委員に確認をいただいた上で、署名委員に署名をいただくという流れを踏んでおります。</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>公文書の範囲ということであると、職務上作成した文書であって、組織として共用している文書というのが公文書に該当するという考え方で運用しています。</p> <p>例えば、メモ帳への個人的なメモについては公文書に該当しませんが、私が上司から受けた指示を鈴木や佐藤に文書やメールで共有したとなれば、これらについては公文書に該当するということになります。</p> <p>このような観点から言えば、民間企業でいうような稟議書、庁内では起案文書とありますが、このようなものは当然ながら公文書に該当しますし、先ほど戸森委員が御質問されたような会議録につきましても、外部への公表もしますが、組織のなかで共有するものでありますので、公文書に該当するものといえます。</p> <p>(高野会長)</p> <p>他に御意見御質疑等は御座いますか。</p> <p>ないようですので次に進みますが、(2)のその他について、事務局から何かありますか。</p> <p>— 事務局から次期委員の選任について説明 —</p> <p>(高野会長)</p> <p>そのほかに御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>御意見等ないようでしたら、以上で本日の議題等全ての案件</p>
--------------	--

を終了させていただきます。

今後とも、当市の情報公開制度・個人情報保護制度の運営等について、皆様の御協力をお願いいたしまして、本日の議事を終了いたします。

それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。

(事務局 福田課長)

慎重な御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東松山市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和3年8月26日

署名委員 小暮 晴彦

署名委員 戸森 健治